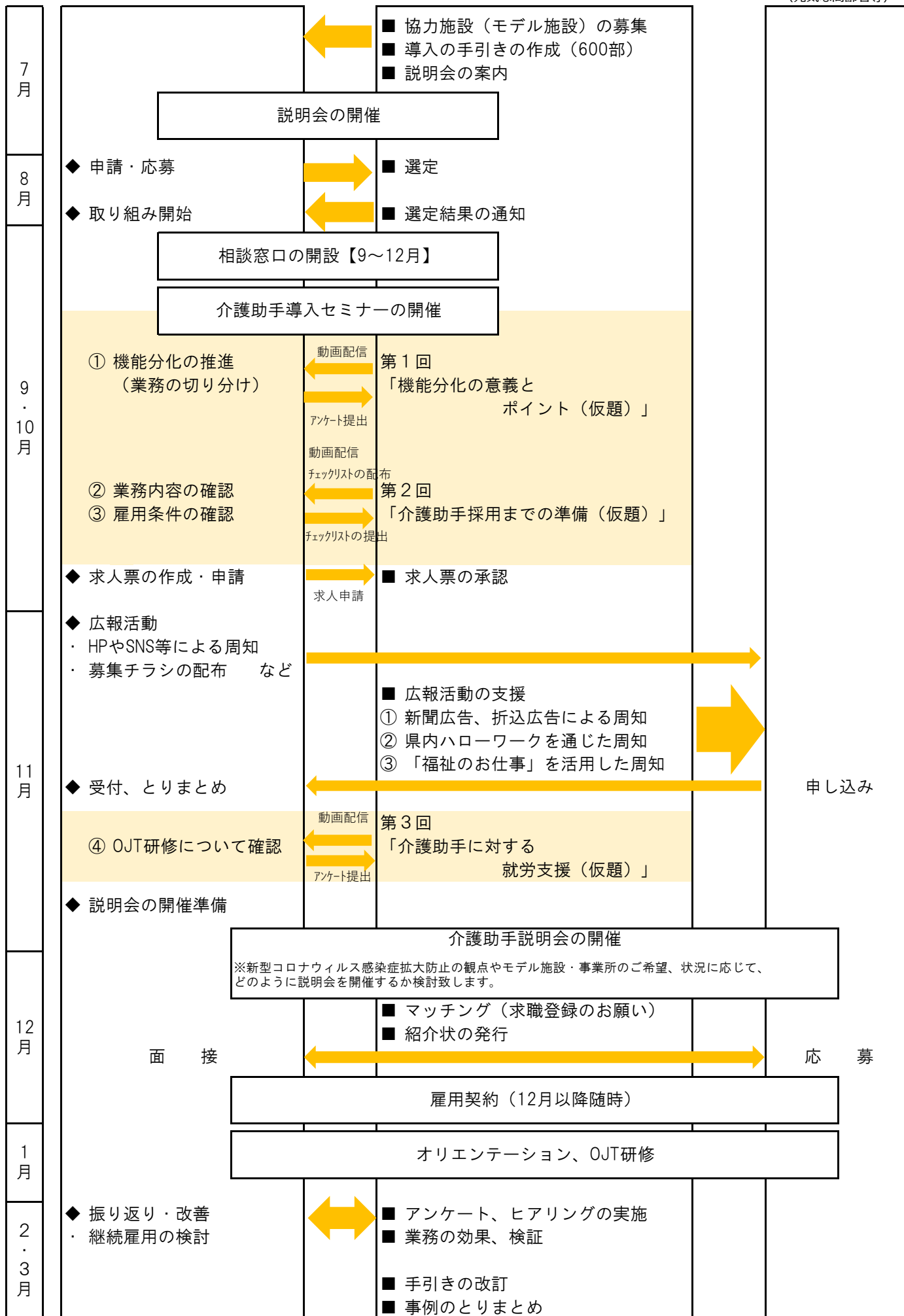


施設・事業所

県社協（福祉人材センター）

県民

(元気な高齢者等)



◆申請・応募【申込期限：8月7日（金）まで】

令和2年度介護職機能分化モデル事業に申し込みます。

本会より結果通知が届き次第、取り組みを開始します。

◆相談窓口の開設【9～12月】

介護助手の導入・採用にあたり相談窓口を開設します。業務の切り分け（機能分化の推進）や雇用条件、就業規則など雇用環境に関することについて、原則メールで受け付け、ご相談内容に応じて、コンサルタントや社会保険労務士などの専門家に対応（回答）いただきます。お気軽にご利用ください。

◆介護助手導入セミナーの開催【9・10・11月】

「介護助手導入の手引き」に基づきながら、着実にしっかりと受入体制を整えることを目的に、動画配信（YouTube）によるセミナーを開催します。アンケートやチェックリストの提出を通じて、これまでの業務内容を振り返り業務の切り分け（機能分化の推進）に取り組むとともに、介護助手に対する就労支援について学びます。なお、配信期間中は、施設において、いつでも、何度でも、閲覧（視聴）することができます。プログラム等の詳細は、別紙4をご覧ください。

◆求人票の作成・申請【申請期限：10月30日（金）まで】

福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて求人票を作成し申請（登録）します。求人票の有効期間は、令和2年11月から令和3年1月末日までの3カ月間となります。

福祉人材情報システム「福祉のお仕事」は、施設よりインターネットを通じて求人票を申請することができるシステムです。ご利用あたっては、「求人票登録マニュアル～魅力的な求人票作成のポイント～」を送付しますのでご覧いただくとともに、ご不明な点などありましたら、福島県福祉人材センター（024-521-5662）までお問い合わせください。

◆広報活動（11月頃）

ホームページやSNS等を活用した周知、募集チラシの配布などを検討ください。詳細については、介護助手導入の手引き12ページをご覧ください。

また、本会では、新聞広告や折込広告等により周知するとともに、「福祉のお仕事」や県内ハローワークを通じた広報活動を行い支援しますので、お問い合わせ等のご対応をお願いします。

◆介護助手説明会の開催準備・開催【11・12月頃】

今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえながら、モデル施設のご希望、状況に応じて介護助手説明会の開催方法について協議します。

（案1）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い、日にちを決めて自施設で開催する。

（案2）随時、電話等による問い合わせに対応する。

◆雇用契約を結び、オリエンテーションやOJT研修を行う【12月以降】

応募者の面接等を行います。採用する場合は雇用契約を結び、オリエンテーションやOJT研修を行います。

◆アンケート・ヒアリングの実施【2・3月頃】

本会より、モデル施設や介護助手を対象としたアンケートやヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

◆振り返り・改善【3月】

介護助手とのコミュニケーションに日々努めながら、あらためて振り返りの機会を設け、導入目的がどの程度達成されたか確認し、次の一手を考えて改善に取り組みます。また、ご本人の希望を踏まえながら、本モデル事業終了後も可能な限り継続雇用に努めてください。